# 仕 様 書

委託業務名: 令和7年度公共事業労務費調査委託業務

業務場所: 沖縄県全域

履行期間: 契約日の翌開庁日から令和8年1月30日まで

業務概要: 労務費調査業務 一式

別紙「作業項目」参照

# 第1章 総 則

#### 第1条 適用

本仕様書は、沖縄県農林水産部が発注する「令和7年度公共事業労務費調査委託業務」(以下、「本業務」という。)に適用する。

#### 第2条 目的

本業務は、公共事業労務費調査連絡協議会(沖縄県においては二省(国土交通省及び農林水産省)連絡協議会沖縄地方連絡協議会(以下、「地方連絡協議会」という。))が主体となって行う公共事業労務費調査(令和7年10月調査)(以下、「労務費調査」)について、沖縄県農林水産部発注工事を調査対象として行うことを目的とする。また、労務費調査は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金等を、都道府県別かつ職種別に把握することを目的とする。

#### 第3条 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を、発注者の許可無しに公表または他に引用してはならない。

#### 第4条 配置技術者

本業務について受注者が定める配置技術者については、下記の通りとする。

- 1. 受注者は、本業務の遂行にあたる担当技術者及び担当技術者の中から本業務の遂行上の管理を行う管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。
- 2. 発注者は、担当技術者が本業務を遂行する者として不適当と認めた場合は、その理由を付して受注者に担当技術者の変更を求めることができる。
- 3. 管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
- 4. 「直接的な雇用関係」を証明する資料(健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの)を、着手届と共に提示しなければならない。

#### 第5条 設計変更協議

本業務に関する設計変更協議については、下記の通りとする。

1. 設計変更協議の実施

本業務に関する設計変更協議については、後述の設計変更協議対象事項に該当する場合に行うことが出来るものとする。

## 2. 業務委託料を変更する場合の落札率の適用

委託業務の内容または数量等に変更が生じ業務委託料を変更する必要が生じた場合は、協議の対象となる変更業務委託料は、本業務の変更設計額に落札率(当初業務委託料÷当初設計額)を乗じたものとする。

変更業務委託料 = 変更設計額 × 落札率

落札率 = 当初業務委託料 ÷ 当初設計額

#### 3. その他

上記以外においても、特段の事由により設計変更協議の必要が生じた場合は、適宜、行うことが出来るものとする。

#### 第6条 不当介入に関する通報・報告

受注者は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### 第7条 業務上の疑義

受注者は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

# 第2章 業務内容等

#### 第8条 調査手法等及び対象工事

本業務の調査手法等及び対象工事については、下記の通りとする。

#### 1. 調査手法及び内容等

本業務の調査手法及び内容等については、労務費調査の実施主体である地方連絡協議会が 定める実施方法及び実施要領等に基づき行うものとし、別途、発注者が受注者へ指示する。 なお、労務費調査は毎年継続的に行われており、本業務も昨年度同様の調査手法及び内容 等(参考:令和5年10月「公共事業労務費調査の手引き」公共事業労務費調査連絡協議会 (国土交通省HP参照))を想定しているが、著しい変更が生じた場合は、設計変更協議の対 象とする。また、別紙「作業項目」も同様とする。

# 2. 調查対象工事

本業務の調査対象となる工事は、約30件程度(うち8割程度はオンライン調査予定)とし、内訳については発注者が別途工事名簿により受注者へ指示する。このうち、調査対象工事件数に著しい変更が生じた場合は、変更協議の対象とする。

また、受注者が行う調査票等の審査(第9条「1. 調査票等の審査」に基づく審査)の結果、当該工事に係る全調査票が無効となる工事があった場合でも、調査を実施したものとする。

#### 第9条 作業内容等

本業務の具体的な作業内容等については、第8条「1.調査手法及び内容等」に基づき、下記の通りとする。ただし、第8条の1.について変更が生じた場合は、本条も同様に変更するものとする。

#### 1. 調査票等の審査

調査票等の審査については、下記の通りとする。

#### (1)一次審査

受注者は、調査対象工事の請負者(元請業者及び下請業者)が作成した賃金調査票(様式-1)、各種手当て内訳表(様式-2)、臨時の給与年計票(様式-3)及び補足調査票(様式-1-1)等を、「公共事業労務費調査審査要領」等に基づき審査する(一次審査)。

## (2)補充調査

受注者は、審査した調査票の記載内容について、発注者から不明点の確認の指示を受けた場合は、当該調査票を作成した請負者に対して電話等による聞き取り調査(補充調査)を行い、その結果を発注者に報告するものとする。

## (3) 二次審査

受注者は、一次審査した調査票について、地方連絡協議会による審査を受けるものとする(二次審査)。

なお、二次審査において、不明点確認の指示を受けた場合、補充調査を行い、その結果を二次審査担当者及び発注者に報告するものとする。

#### 2. 審査結果の整理

「1. 調査票等の審査」の結果の整理については、下記の通りとする。

### (1)無効調査票の整理

受注者は、一次審査及び二次審査により無効となった調査票等を整理し、提出を行うものとする。

### (2) 調査票等の記入ミスの整理

受注者は、上記「2.調査票等の審査」において請負者が作成した調査票等の記入ミスの内容を記入事項ごとに整理し、提出を行うものとする。

#### 3. 説明会及び審査等

発注者の指示を受け、各調査会場において説明会及び審査等を行う場合は、受注者は同席の上、説明及び審査等を行うこととする。なお、参加に伴う旅費交通費については、「沖縄県職員の旅費に関する条例」に基づき算定し、変更協議の対象とする。

#### 第10条 打合せ・協議

本業務を遂行するにあたり、発注者と受注者は、適宜、打合せや協議を行うものとする。

# 第3章 成果品

#### 第11条 成果品のとりまとめ

本業務の成果品のとりまとめ及び提出部数は下記の通りとし、製本方法等については発注者と協議を行うものとする。

- 1. 調査報告書 1部(A4版)
- 2. 調査票の製本版 1部 (ファイル綴り)
  - ·様式-1 公共事業労務費調查·賃金調査票
  - ・様式-2 公共事業労務費調査・各種手当内訳票
  - ・様式-3 公共事業労務費調査・臨時の給与年計票〈10月調査用〉
  - ・様式-1-1 公共事業労務費調査・補足調査票 ほか必要に応じて提出。

### 第12条 成果品の提出先

成果品の提出先は、沖縄県農林水産部農林水産総務課とする。

# 別紙「作業項目」

作業項目等	数量等	
1. 業務打合せ	1式	
<ul><li>2. 調査票等の審査等</li><li>(1) 一次審査</li><li>(2) 二次審査</li><li>(3) 補充調査</li></ul>	1式 (工事30件程度) 1式 必要に応じて適宜実施。	
3. 審査結果の整理 (1) 無効調査票の整理 (2) 調査票等の記入ミスの整理	1式 1式	
4. 成果とりまとめ	1式	
5. 旅費交通費	ー ※「沖縄県職員の旅費に関する条例」に基 づき算定。	

- ※ 調査対象工事の昨年度の実績及び対象圏域毎の内訳は、概ね下表の通り。ただし、変更となる場合は、適宜対応するものとする。
- ※ 上記の調査、審査又は結果整理等は、書面又はオンラインによるものとする。
- ※ 上記作業項目等の内容については、「仕様書」参照。
- ※ 旅費交通費は、調査等の実績に基づき協議の上、定める。

# 昨年度参考: 労務費調査対象工事件数

対象工事圏域	調査対象工事	手件数
計	34	件